

加須市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携に関する協定書

加須市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携及び協力の下、双方の人的・物的資源を有効に活用することにより、市民サービスの向上と地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力をするものとする。

- （1）安全なまちづくりに関すること。
- （2）災害・震災対策に関すること。
- （3）情報セキュリティ支援に関すること。
- （4）スポーツ及び文化の振興に関すること。
- （5）産業振興及び企業支援に関すること。
- （6）地域貢献に関すること。
- （7）観光振興に関すること。
- （8）高齢者支援及び障害者支援に関すること。
- （9）農業振興支援に関すること。
- （10）その他市民サービスの向上及び地域の活性化に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲と乙は、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を第三者に開示し、若しくは漏洩し、又はこの協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙のいずれからも特段の申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を更新するものとし、それ以後もまた同様とする。

(協議)

第5条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙署名の上、それぞれその1通を所持する。

平成31年1月25日

埼玉県加須市三俣二丁目1番地1

甲 加須市

加須市長

埼玉県さいたま市中央区上落合1-12-16

あいおいニッセイ同和損保さいたまビル

乙 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

埼玉地域担当理事